◆ナガヌマ

本日の勉強会を開催させていただきたいと思います。本日もお忙しい中、憲法委員会主催の学習会にご参加いただきありがとうございます。憲法委員会のナガヌマです。今日は裁判官弾劾制度の問題点と題しまして、日本大学法学部教授柳瀬昇先生にお越しいただいております。柳瀬先生は昨年９月１８日、裁判官の弾劾と表現の自由のシンポジウムにもご登壇いただき、弾劾裁判制度について研究をされる日本でも数少ない専門家として本日改めて埼玉弁護士会で弾劾裁判の憲法的な問題点、また、岡口裁判官の弾劾裁判、１１月３０日午後２時、第２回の公判が開かれるというふうに岡口裁判官のFacebookでも投稿がされた次第ですけども、非常に憲法問題をはらんだ制度であり、今回われわれ弁護士会としてどのように意見表明していくか等々につきまして、制度の勉強をまずさせていただきたく柳瀬先生にお越しいただいた次第です。

開会にあたり、副会長のシゲナリ弁護士よりごあいさつをいただけたらと思います。

◆シゲナリ

皆さん、こんばんは。

埼玉弁護士会副会長を務めております、シゲナリと申します。よろしくお願いいたします。

本日は裁判官弾劾制度の問題点ということで、参加いただいた皆さん、ほんとにありがとうございます。また、日本大学法学部教授の柳瀬先生、われわれのために貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。なかなか勉強する機会のない内容ですので私自身も非常に興味深い内容だと思ってます。今回の勉強会を通じて皆さんの知識、知見がまた深くなることを心よりご期待申し上げます。長時間になりますけども、ぜひともよろしくお願いいたします。最初のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

◆ナガヌマ

シゲナリ副会長ありがとうございました。柳瀬先生、よろしくお願いいたします。

◆柳瀬

皆さま、こんばんは。日本大学法学部で憲法の担当の教員をしております、柳瀬昇と申します。

本日は埼玉弁護士会憲法委員会の勉強会にお招きいただきましてありがとうございます。先ほどのお話ございましたとおり、本日は裁判官の弾劾制度について１時間程度お話をさせていただきたく存じます。私、あらかじめ申し上げておきますけれども、裁判官弾劾制度について私自身はもう理論的に研究してきた一研究者でございまして、具体的な、例えば今般の岡口判事の罷免訴追事件について、例えば罷免をすべきだったとか、あるいは罷免すべきでないとか、そういった個別の意見を強く主張するものではございません。

また、今般の被訴追者とは利害関係もまったくない、単なる一研究者でございます。しばしば罷免を推進する側だというふうに誤解されてしまっておりまして、その点は、私、大変困惑をしているんですけれども、以下のお話をお聞きいただければ罷免推進派でないことというのは明らかとなるかと思いますし、逆に被訴追者を全面的に無条件で擁護するものでもございません。客観的な分析者にすぎない私の立場というものをご理解いただけるかというふうに存じます。

では本日の私の話の内容でございます。こちらのご覧のとおりでございます。

第１に弾劾制度の意義と歴史についてご説明いたします。

第２に日本の裁判官弾劾制度について、その基本構造、憲法の規定、手続き等について説明したうえで弾劾制度の本質について考察をします。

第３に非行を犯した裁判官の処分等の制度を整理し、その実例を紹介します。

第４に、現在、弾劾裁判所に継続中の岡口判事の弾劾裁判の特徴を指摘したうえで、本日ご参集の先生方とご一緒にこの問題について議論していきたいというふうに思います。

本題に入る前にまずは自己紹介をさせていただければと思います。

本日ご参集の先生方におかれましては私の生い立ちに関心のあるという方は全くいらっしゃらないとは思うんですけれども、一応スピーカーが一体何者なのかということを気になる方もいらっしゃるかと思いますので、一応最小限の情報提供だけさせていただきます。

私の父は現在は行田市に吸収合併された南河原村というところの農家の次男坊でありました。私自身は２０世紀の末期に神奈川県の横浜市に生まれ、慶應義塾大学で博士の学位を取得して、その後いくつかの大学に勤めてまいりました。現在は日本大学法学部で憲法担当の教員をしております。憲法学の中でも特に民主主義の原理論だとか国民の司法参加、そういった問題について関心を持っており、論文を書いたり学会発表したり単著学術書を刊行したりしてまいりました。こちらに挙げたものは私が日本の裁判官弾劾制度について書いた論文でございます。本日は時間の都合上いくつもの重要な論点、割愛いたしますので、もしご関心がある方いらっしゃいましたら機会があればご覧いただければというふうに存じます。

我が国の憲法学におきまして弾劾制度というのは、先ほどお話がございましたとおり、非常にニッチな研究領域でありまして、裁判官弾劾制度に関する日本語の文献は全部数えても、一件一件と数えても250件程度しか存在しません。現存する日本の憲法研究者の中で弾劾制度を主たる研究領域にしてますという人は実は片手で数える程度しか存在しません。そして私はその片手の指の一本ということになります。なぜそんなマイナーな領域を研究してるのかというふうにしばしば尋ねられることがあるんですけれども、弾劾制度というのは憲法学の中でも非常に重要な問題であるというふうに私は考えるからであります。国民主権、代議制民主主義、権力分立、司法権の独立、こういった問題を考えるうえで弾劾制度というものは非常に重要な問題提起というものを、示唆というものを与えてくれる。本日のお話をお聞きいただきまして、先生方におかれましても弾劾制度は憲法にとって非常に重要な問題だというふうに共感していただくことができたとすれば、私としては本望であります。そもそも弾劾制度というのは一体何なのか。裁判官弾劾裁判所と裁判官訴追委員会の両事務局は次のように定義をしています。すなわち弾劾制度というのは民主主義の一発言として国家枢要の地位にある者の非違非行を国民的基盤に立って問責する手段。強い身分保障を受けた公務員に非行があった場合に国民の意思に基づいてその者の身分を剥奪する特別の手続き。弾劾の弾という漢字は弓をはじくという意味であります。そして劾というのは強い腕を持った獣という意味。すなわち弾劾という言葉は国民から信託を受けた権力者が非行を犯して暴れ回ってるというときに、国民が民主主義という名の弓を用いて矢を放ってやっつける、そういうような意味があります。

弾劾制度の起源をたどれば古代ギリシャのエイサンゲリアという民衆裁判に行き着きます。紀元前５世紀ごろのギリシャでは民主政治の転覆、国への裏切り、収賄などがあった場合に市民は誰でもそれを告発することができて、訴追された人はいかに高い身分の人であったとしても民会や民衆裁判所によって裁判され、有罪であれば原則として死刑となりました。このエイサンゲリアがイギリスに伝わり、中世のイギリスでは議会の役割の一つとしての裁判権となりました。なお、中世イギリスの弾劾裁判は刑事裁判と分化されておらず、議会によって有罪というふうに判断された場合は公職を追放されるだけでなく刑罰も科されることもありました。このイギリスの弾劾裁判は司法裁判所による裁判や議員内閣制がイギリスにおいて確立されるとともに次第に衰退し、１８０６年を最後に行われなくなりました。イギリスの弾劾制度はその植民地アメリカに受け継がれます。アメリカでは母国イギリスの制度とは異なり、刑事責任は通常の司法裁判所で追及されればよいということで、弾劾制度は公務員の公職からの追放に特化した制度として設計されることとなりました。アメリカの建国の父たちは合衆国憲法を制定する際に大統領をけん制するための有効な手段として弾劾制度に大変注目をしていました。実際にこれまで３人の大統領につき４回弾劾裁判が行われました。昨年１月のトランプ前大統領の弾劾裁判、こちらは皆さんも記憶に新しいところだと思います。もっとも、アメリカの歴史において大統領の弾劾裁判はすべて無罪判決となっています。実際に弾劾裁判で有罪とされ、罷免されたのは８人の裁判官のみ。つまりアメリカでも弾劾制度は裁判官の身分統制の仕組みとして機能しているというのが実態であります。そのほかにも現在、世界の多くの国々で裁判官を含む公務員に対する弾劾制度が憲法上規定されています。我が国の弾劾制度は日本国憲法の制定によってアメリカから受け継いだものであるということが歴史上明らかになっています。ただし、母法国であるアメリカの制度とは異なり、弾劾の対象は裁判官のみとなっています。

弾劾罷免事由は裁判官弾劾法の２条に規定があります。すなわち裁判官が職務上の義務に著しく違反し、または職務を甚だしく怠ったとき、あるいはその他職務の内外を問わず裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときに弾劾訴追され、罷免されることとなります。我が国の制度では裁判官の弾劾裁判は憲法上国会が設置し、国会議員からなる弾劾裁判所が行います。また、弾劾訴追は法律により弾劾裁判所と同様に国会が設置し、国会議員からなる訴追委員会が行います。訴追委員会において20人の委員の３分の２以上の多数で弾劾訴追が行われ、弾劾裁判所において14人の裁判員の３分の２以上の多数で罷免判決がなされます。裁判官弾劾制度についての日本国憲法の条文を確認いたします。日本国憲法の中で弾劾という言葉が出てくる条文というのは68条と78条の二つであります。64条と78条ですね。64条は国会が弾劾裁判所を設けることができるという意味で、弾劾裁判の主体という見地から制度について定めるものであります。で、もう一方の条文であります78条については、今度は裁判官のほう。弾劾の客体、対象である裁判官についての規定です。裁判官がその意に反して罷免される場合の一つとして弾劾裁判が位置づけられているわけです。

弾劾という言葉が出てくるのはこの二つの条文だけでありますが、弾劾制度の本質を考えるうえで決して忘れてはならない条文があります。それが今お示ししました15条１項。すなわち日本国憲法は公務員を選定し、およびこれを罷免することは国民固有の権利であると定めており、まさに弾劾制度はこの国民の公務員選定罷免権を具体化したものであると考えられています。もちろん個々の国民が裁判官の弾劾裁判に直接関与することはありませんけれども、代議制の民主主義を前提とする日本国憲法の下でわれわれは選挙を通じて国会議員を選んでいる。

その国会議員は国民の代表として活動する、その代議制を前提とすれば国会が弾劾裁判所を設置し、国会議員が弾劾裁判を行うということは国民自身が弾劾裁判を行ってるということと理論的に同一視することができます。要するに弾劾制度に関する日本国憲法の規定の根幹に国民の公務員選定罷免権を規定する15条が位置づけられると解すべきです。すなわち弾劾裁判は広くいえば国民の権利である。これが私が本日最も強調したいことであります。

弾劾制度の意義については次の二つの考え方があるというふうに私は整理しております。すなわち一つは立法府による司法府への抑制均衡の手段であるという見解。もう一つは国民の公務員選定罷免権の具体化であるという見解です。前者は自由主義的な側面を重視するものであります。一方、後者の立場によれば、弾劾制度とは国民がその代表者を通じて裁判官に対する罷免権を行使するという民主主義的な制度ということになります。

弾劾制度の意義について。この制度については、その権力分立だとか抑制均衡の手段という意義ももちろんあるんですけれども、より本質的な意義は国民の公務員選定罷免権の具体化であると私は主張しております。そして、この立場に立てば弾劾裁判所を構成する国会議員は所属政党や会派の代表ではなく、国民の代表として憲法、法令、自己の良心に従って独立してその職権を行使しなければならないっていうことになるわけです。

なぜ本来的に政治的な国会議員が裁判官の弾劾裁判を担うのか。立法府の構成員によって裁判官が首にされるのであれば司法権の独立を脅かすことになるのではないか、疑問お持ちになる方もいらっしゃるかもしれません。確かに司法権の独立の二つの構成要素のうち、司法府の独立という観点からいえば国会が党派的野心によって特定の裁判官を攻撃するという危険性は懸念されます。しかしながら歴史をたどれば弾劾制度というのはそもそも国民の主権的権利として位置づけられるべきもの。したがって国民の信頼を失った公務員を排除するための民衆裁判であります。大衆社会において国民が直接審判をすることはできないので国民の代表機関である議会が、日本国憲法でいえば43条１項、全国民の代表機関である国会が国民の代わりに弾劾裁判を行う。もちろん実態としては国会対裁判所という対立構造になるわけですから、本来的に政治的な国会議員が弾劾裁判を政争の具としないよう工夫が必要であります。

なお、仮に裁判官を首にする権限というものを弾劾裁判所以外の機関に付与するとしても、国会よりも政治性の強い内閣に付与するなんていう選択肢はあり得ないでしょうし、新たに独立機関を設けるとしてもその正当性は難しい。

では、通常の司法裁判所に弾劾裁判権というのものを与えるのか。そうしますと今度は裁判所内部で同僚裁判官によって裁判官の身分が判断されるということになってしまいますので、司法権の独立のもう一つの構成要素、裁判官職権行使の独立が脅かされます。やはり弾劾制度というのは、弾劾裁判というのは歴史的に見ても機能的に見ても議会が、市議会の設置する機関が務めるのが筋だというふうに考えます。

弾劾裁判の手続きについてご説明します。

第１に弾劾訴追のきっかけとして一般の国民からの訴追請求、それから最高裁判所による義務的な訴追請求、そして訴追委員会自ら職権での立件、この三つのいずれかをきっかけに弾劾のプロセスがスタートします。第２に訴追委員会は訴追請求があった場合にはその裁判官を調査したうえで訴追すべきか否かを判断します。なお、訴追委員会は情状により訴追の必要がないと考えるときは訴追猶予の決定をすることもできます。そして第３に訴追委員会による訴追があった場合は弾劾裁判所は被訴追者に対して罷免をすべきか否かの判断をいたします。弾劾裁判所によって被訴追者に罷免の判決が宣告されると同時にそれが確定し、発行するので即時に罷免となります。

弾劾裁判所は一審にして終審の裁判所ですので、その判決に対して不服申し立てをすることはできず、当然上訴をすることもできません。罷免判決を受けた者は裁判官の職を失うだけでなく、裁判官弾劾法によりではなく他の法令の規定により、検察官の任命資格や弁護士となる資格を失います。また、他の法令の規定により退職手当や退職年金の全部または一部が支給されなくなります。この罷免判決を受けたその方の、被訴追者の経済的な損失あるいはその後の人生設計等に関してでありますけれども、罷免判決を受けた人というのは、元裁判官ですね。弾劾裁判所によって資格回復裁判を受けることもできます。この資格回復裁判については二つ、５年以上を経過し反省の態度を見せた場合の恩赦的資格回復と、罷免判決自体に誤りがあった場合の再審的資格回復の２種類があります。これまでに弾劾法38条１項２号の再審的資格回復が認められたことというのは一度もありませんが、１号の資格回復、すなわち恩赦的な資格回復については申し立てがあれば資格回復が認められなかったことは一度もありません。つまり、あまり大きな声では言えないんですけれども、ここだけの話なんですが、弾劾裁判で法曹資格を失ったとしても、これは５年を経れば弾劾裁判所は、本人が希望すれば資格を回復してくれる。実は弾劾裁判による罷免判決の実質的効果というのは法曹資格を未来永劫失わせるという意味ではなく、裁判官としての失職と５年間の法曹資格停止というような意味というふうに理解されるかもしれません。私は弾劾裁判の本質というのは裁判官としての罷免のみであると考えておりますので、罷免判決の副次的な効果である法曹資格の問題については弾劾裁判所が判断すべきではないというふうに私自身は実は考えています。すなわち、弾劾裁判所は裁判官としての適性を判断する機関ではありますが、弁護士としての適性を判断する資格というのは果たしてあるのだろうか。罷免された元裁判官の弁護士としての資格回復は各弁護士会が自律的に決めればよいというふうに私は考えてます。これが私の考える我が国の弾劾制度の問題点の一つであります。

我が国の裁判官弾劾裁判の実例はこのご覧のとおりであります。

弾劾制度が始まって75年がたちますが、その間で今回の１件を除き８人の裁判官に対して９件の弾劾訴追がなされており、そのうち７件について弾劾罷免の判決が出ています。ご覧のとおり罷免の判決が出されたものとしては事件関係者への捜査情報の漏えい、不適切な令状事務、担当事件の関係者からの便宜の供与、私人間の紛争への介入、政治的謀略への関与、わいせつ行為などがあります。なお、訴追されたものの不罷免な判決がなされたのは最初の２件。終戦直後の闇市での取引に関与したものでありまして、これは戦後の混乱期という特殊な時代背景を持つものであります。それ以降の事例については訴追された事件のすべてで罷免判決がなされていますが、これは明らかに罷免判決がなされるであろうという事件のみを訴追委員会が訴追し、そうでないものは訴追をしないという運用をしているものだというふうに思われます。

ここでは弾劾裁判所の裁判例のうち最も社会の耳目を集めた鬼頭判事補の弾劾裁判を紹介することにいたします。これはいわゆるロッキード事件に関して１９７６年、京都地裁の鬼頭史郎判事補が検事総長の名前を借りて内閣総理大臣に電話をかけ、自民党幹事長が逮捕されるとのうその情報を伝え、その会話をひそかに録音し、そのテープを報道機関に持ち込みました。そこでこの裁判官について最高裁が訴追請求をし、訴追委員会がこれを訴追し、弾劾裁判所は罷免判決を言い渡しました。その後、この裁判官は弾劾裁判所によって罷免判決で失った資格を回復しましたが、しかし弁護士会は何十年たっても彼が弁護士となることを認めないとの判断を、態度を変えていません。

もちろん弁護士会の自治というものは尊重されるべきだと私は考えます。しかしながら、で、あるならば、弾劾裁判所による資格回復決定っていうのは一体何の意味があったんだというふうに私は疑問に感じました。本件は弾劾裁判の政治的危険性というよりも、むしろ政治的に危険な裁判官が弾劾裁判によって適正に排除されたというケースだと思います。

弾劾裁判所によって弾劾裁判が行われるのは、その前提として訴追委員会が裁判官を訴追する、罷免訴追をする必要があります。ここではその訴追委員会の活動の実態についてデータを確認しておきます。弾劾制度が創設された１９４８年から昨年２０２１年までの間に訴追請求の受理件数は約23000件。そのうちのほとんどが裁判の結果に納得のできない弁護士や事件関係者が裁判官が不当な裁判をしたとクレームをつけるケースであります。そしてそういったものは大抵は弾劾罷免事由に当たらないとして不訴追となります。実際に訴追されたのは今回の岡口判事のケースを除き９人の48件。また、７人、12件については罷免訴追事由には該当するけれども情状により訴追猶予とされました。訴追猶予のケース７件はご覧のとおりであります。１９５０年代に訴追委員会が職権で立件したケースというものが非常に多いんですけれども、ほとんどですけれども、この時期は訴追委員会も不用意に張り切りすぎてしまっていたんではないかと思います。訴追猶予という判断というのは罷免事由はあるけれども訴追委員会の裁量で訴追しないでおくという趣旨でありますので、対象となる裁判官としてはグレーの評価を受けつつ、かつ、弾劾裁判で身の潔白を主張することができないので、これは典型的な司法権の独立の侵害というべき場面だと私は考えてます。刑事裁判における起訴猶予の制度に似せたものとして訴追猶予の制度は設けられたのですが、信頼こそが第一の裁判官に関してはたとえ訴追されなくても罷免事由ありと判断されることはかえって有害です。これが私が我が国の弾劾制度の問題点として考える二つ目の点であります。このうち５番目のケースが吹田黙祷事件で、７番目のケースが、最後のケースですね、平賀書簡事件でありまして、いずれも憲法学の世界では非常に有名なケース、憲法の教科書に必ず載ってるケースです。司法権の独立が侵害されたのではないかということが議論されました。まず吹田黙祷事件であります。私が生まれた年よりもはるか前の事件なんで同時代的には知らないんですけれども、調べた限りということでございます。占領下の日本において朝鮮戦争などに反対するデモ参加者の裁判において、裁判長が法廷における被告人による政治的アピールを行ったことを容認した、黙認したことについて訴追委員会が職権で立件したケースであります。最高裁判所はこの裁判長の訴訟指揮は遺憾であるとしたうえで全裁判官に対して法廷の威信を失わないよう自戒を求める通達を出したところ、これが司法権の独立を侵すのではないかということが議論されるようになりました。あまり知られていないんですけれども、実は最高裁は訴追委員会に対して本件の調査の中止を求めています。本件では最高裁がこの裁判長を不当に非難したのというふうに思われてるんですけれども、むしろ訴追委員会の活動を最高裁は止めさせて彼の身分を守ろうとしていたんではないかというふうに私は想像しているわけであります。ちなみにこの裁判官は訴追委員会からの再三の出頭要請に対して訴追委員会への調査協力を拒み、結局訴追猶予の結論というふうになりました。この裁判官はその後退職し、弁護士として松川事件、砂川事件、狭山事件などで活躍をされます。それから平賀書簡事件。１９６９年、自衛隊の合憲性が争われた、いわゆる長沼ナイキ訴訟を担当していた裁判官に対して、地裁の所長が自分の見解を示した書簡を手渡しました。これを受け取った裁判官は所長が自分の裁判に干渉し、裁判官職権行使の独立を侵害したと考えてこの書簡を公表しようと企て、友人に書簡のコピーを送りました。その結果、この書簡が報道されるに至りました。訴追委員会は書簡を送った地裁所長を不訴追とする一方、書簡を受け取り、それを公表した裁判官を訴追猶予と決定しました。この訴追委員会による判断に対してはあべこべではないかとの批判も寄せられました。これらのように左右のイデオロギー対立が激しかった頃、訴追委員会はまれに政治的暴走をしかけたことがありましたが、いずれも弾劾裁判に至らず訴追猶予というかたちで決着しました。しかし、そもそも訴追猶予という制度が存在しなければ不訴追で終わっていたかもしれませんし、たとえ訴追されても弾劾裁判所による不罷免の判決を得るほうが、裁判官としての適格に疑いが残ったままよりはよかったのではないかと私は考えます。

ここで裁判官に対する処分等を整理しておきます。日本国憲法78条は裁判官が罷免される場合を弾劾裁判と職務不能の際の分限裁判の二つに限定しています。もちろん裁判官も過ちを犯すことがあります。その場合には適正な手続きの下、処分が行われます。非行を犯した裁判官に対しては、まず軽微なものについては下級裁判所事務処理規則に基づき各裁判所の長により口頭または書面により注意が行われます。一方、軽微とはいえないものに関しては、すなわち裁判所法49条に定める職務義務違反、職務怠慢、品位を辱める行状を行った裁判官に対しては最高裁判所または高等裁判所によって懲戒が行われます。この懲戒裁判は裁判官分限法という法律によって行われますので分限裁判というふうにいわれます。分限という言葉の意味とはちょっと違うんですけれども、懲戒ですから分限ではないんですけども、合わせて分限裁判というふうにいいます。裁判官分限法による懲戒の制裁には戒告と１万円以下の過ち料の２種類しか存在せず、行政の公務員のように免職、停職、減給というものは存在しません。裁判官は懲戒によって免職されることはありません。そして裁判官をその意に反して辞めさせることができるのが、まさに今回議論となっている弾劾裁判所による弾劾裁判のみであります。ここで裁判官の懲戒を話題に挙げましたので裁判官の懲戒について簡単にご説明します。公式に発表されている統計というものは実は存在しないんですけれども、私が官報その他の資料で確認できた限りではこれまでに58人の裁判官につき61件の処分がなされています。

ここでは時間の関係でそのすべてを紹介することができませんので、いくつかスライドは実は作ってはきているんですけれども飛ばしまして、岡口判事の分限裁判のみを、懲戒裁判のみを扱いたいと思います。

岡口裁判官は、先ほど整理した裁判官に対する処分のうち、下級裁判所事務処理規則に基づく当時の所属長であります東京高裁の長官による厳重注意と、裁判官分限法に基づく最高裁による戒告の懲戒、それぞれ２回ずつ受けています。

１回目の厳重注意は自分のTwitterのアカウントに自分の裁判官としての辞令書や裸の写真などを投稿したことが理由であります。で、２回目の厳重注意は自分のTwitterに、ある刑事事件、17歳の女子高生が首を絞められ殺され、その死体が姦淫されたという事件を紹介するウェブサイトのリンクを張り、この性犯罪被害者の遺族の感情を傷つける発言をしたことに基づきます。

次に最高裁による懲戒につきましては、まず１回目の懲戒について。最高裁によればこの裁判官がある民事訴訟の原告について、その人をやゆするような表現を用いて訴えを提起したこと自体が不当であるとの一方的な評価をTwitter上で行ったことが、裁判官が予断を持って職務を行うのではないかとの疑念を国民に与えるとともに、私人であるこの原告の感情を傷つけたとされました。最高裁は裁判所法49条にいう品位を辱める行状について、職務上の行為であると純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、または裁判の公正を疑わせるような言動と定位したうえで本件行為は裁判官に対する国民の信頼を損ね、裁判の公正を疑わせるものであると判示しました。２回目の懲戒は先ほどの性犯罪被害者の遺族に対して、遺族が自分のことを非難しているのは彼らが東京高裁によって洗脳されているからだとするFacebook上での発言についてであります。最高裁の事実認定によれば、この裁判官がTwitterで見る人の性的好奇心に訴えかけて興味本位で性犯罪事件の判決を見るよう誘導したことが問題の前提にあって、この裁判官がFacebookであたかもこの遺族が自ら判断する能力がなく、不合理な非難を続けている人物であるかのような印象を与える侮辱的な発言を行い、犯罪被害者遺族の副次的な被害を拡大させたとされました。そして最高裁の評価によれば、この発言が犯罪被害者やその遺族の心情を理解し、配慮できない裁判官だとの疑いを抱かせるものとして裁判官に対する国民の信頼を損ねる言動であるとされました。

そして昨年の６月、ご案内のとおり訴追委員会はこの裁判官に対して罷免訴追を行いました。訴追事由は懲戒裁判で問題となった民事訴訟の原告と性犯罪被害者の遺族に関して、Twitter、Facebook、ブログに文書を掲載し、彼らの感情を傷つけ侮辱したことによって裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったということ。被訴追者によるこれらの表現は、本来であれば犯罪被害者等の心情を理解すべき立場である裁判官が犯罪被害者遺族の感情を傷つけ侮辱したこと。そして本来であれば憲法上保障された国民の裁判を受ける権利を尊重するべき立場である裁判官が、個人が訴訟を提起したこと自体を不当だと評価したこと。つまり裁判官の私的表現活動の問題というよりも司法制度ないし国民の裁判を受ける権利に関する問題だと、このように訴追委員会は認識しているのかもしれません。もっとも、このTwitterでの発言が罷免事由になってるとすれば弾劾法12条の問題を考えなければなりません。すなわち法律によれば弾劾訴追はその理由となる行為発生から３年以内に行われなければならないとされているからであります。刑事事件についても民事訴訟についてもTwitterでの発言は３年以上前のものです。したがって弾劾法12条の規定によれば、このTwitterでの発言については３年という訴追期間がすでに経過しており、これに基づいて訴追をすることはできないはずであります。訴追委員会は事実関係の一体性を有する行為は包括的に評価され、その最後の行為が完了したときをもって訴追期間の起算点とすべきというふうに釈明をしています。いずれにいたしましても性犯罪被害者のケースに関しては、２０１９年１１月のいわゆる洗脳発言は２年７カ月前の出来事ということで訴追期間に含まれます。私の見解としてはこの部分が主たる罷免の訴追の事由であるということであって、その他の部分は総合的な評価を行う際に用いることができる補充的な事由として扱うにとどめるべきだというふうに考えております。

私のほうからは今般の岡口判事の弾劾裁判の特異性として次の４点を指摘いたします。

第１に本件は裁判官の表現の自由をはじめとする市民的自由の問題が争われている事例であるということ。第２に、すでに最高裁による戒告等を受けたことと同一の事由で弾劾裁判が行われるということ。そして第３にソーシャルメディアでの発言ということで、いまだ犯罪ではないことが訴追事由とされたということ。そして第４に最高裁による訴追請求に基づかずに弾劾裁判が行われるということ。

以下、これら４点について弾劾制度の専門家としての私の見解を述べたいと思います。

特徴その１、裁判官の市民的自由の問題について。裁判官のソーシャルメディア上での発言を理由に処分がなされるのであれば、今後裁判官の表現活動が萎縮するのではないかということはすでに分限裁判の際にも指摘されていました。本件は憲法上の典型的な論点である、憲法の教科書でも必ず載っている公務員の人権の問題。特に裁判官の表現行為を理由として弾劾裁判所がその裁判官を罷免することは裁判官の表現の自由の侵害となるのではないか。裁判官の表現の自由に関しては寺西判事補懲戒事件の最高裁決定が憲法21条１項の表現の自由の保障は裁判官にも及ぶと明確に判示しています。しかしながら最高裁は続けて次のようにも述べます。すなわち表現の自由ももとより絶対的なものではなくて憲法上の他の要請により制約を受けることがあるのである。憲法上の特別な地位である裁判官の言動については自由はおのずと一定の制約を免れない。本件において被訴追者を擁護する立場からはもっぱらスライドの左側の図のように、すなわち訴追委員会や弾劾裁判所が彼を弾劾罷免することによって裁判官の私人としての表現の自由を侵害しようとしてるという構図で捉えようとしているわけでありますが、実はもっと広く視点を見るのであれば裁判官は一般の私人との関係では権力主体であって、しかも司法権の独立ということで裁判官は国民に対して責任を負っていません。そのような立場の裁判官が表現活動を通じて私人を、最高裁の認識によれば私人を傷つけ侮辱する一方で、それは表現の自由なのだというふうに主張することの当否については評価が分かれるところだと思います。ただ、本件で問題となってるのはソーシャルメディアでの発言ということで、私的な表現活動です。職務上の行為ではなく私的な行為を罷免事由とすることは認められないという意見もあるでしょう。この点、判例は、被訴追者に対する１回目の懲戒事件の大法廷決定において、裁判官は職務を遂行する際はもちろん、職務を離れた私人としての生活においてもその職責と相いれない行為をしてはならず、裁判所や裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのないよう慎重に行動すべき義務を負うと判示しています。これは懲戒のケースについての最高裁判例でありますが、弾劾裁判についても同様に解することができるでしょう。職務と無関係の私的な表現行為だから弾劾裁判では問題とならないというわけにはいかないということです。では司法権の独立との関係はどう考えるべきなのか。私的な表現行為を規制することで司法権の独立が脅かされるという意見ももちろんあるでしょう。しかしながら本件のようなソーシャルメディアでの表現行為は明らかに裁判官の職務ではないと私は考えます。そうじゃない、ソーシャルメディアなどでの表現行為は裁判官の職務だという憲法学者も数名いるんですけれども、私はソーシャルメディアでの表現行為というのは裁判官の職務ではないというふうに考えています。したがって表現行為を規制することで司法権の独立が直接的に脅かされるってことはありません。そもそも司法権の独立の目的というのは、憲法の教科書にももちろん書いてますが、公正な裁判の実現のためでありまして、ソーシャルメディアでの発言ができなくなることでただちに職務遂行に影響が生じてしまう、公正な裁判ができなくなるということは通常は考えにくいということであります。すなわち、本件表現行為が裁判官の職務であるというふうに議論するのは難しいと思います。一方で表現の私的性格を強調すればするほど司法権の独立との無関係性というものが際立ってくるっていうことになります。

本件の特徴その２。今回のケースでは被訴追者はすでに最高裁による分限裁判で戒告の懲戒を受けています。すなわち、すでに一度懲戒を受けた事柄を理由に、まったく同じ事柄を理由に弾劾裁判が行われるというケースです。ところで裁判官弾劾法２条に定められた弾劾罷免事由は裁判所法49条に定められた懲戒事由と非常によく似ています。そこで弾劾と懲戒とが同じ性質のものだというふうに考える方もいるでしょう。そういう憲法学説も最近はどんどん出ているところであります。しかしながら、そう考えますと、もしそのように考えると、弾劾は懲戒の一種であるというふうに考えるとすれば、今回のケースは懲戒処分を受けた人が同じ理由で弾劾という名の懲戒を受けるということを意味することになります。日本国憲法39条の二重処罰の禁止の規定は、刑事手続きだけではなく公務員の懲戒処分などの行政手続きにもその趣旨が適用されるというのが最高裁判例の立場でありますので、弾劾イコール懲戒という立場に立つのであれば、懲戒をすでに受けた裁判官を再び弾劾という名の懲戒にかけるのは二重処罰であって憲法39条の趣旨に違反する、このような立論が可能かもしれません。しかしながら私は弾劾と懲戒は異なる性質のものだというふうに解する立場に立っております。すなわち、冒頭で述べました弾劾制度の本質を考えるとき、民主主義的な見地から国民の意思に基づき非行を犯した公務員を追放するというのが弾劾制度。これと裁判所内部の規律の維持、裁判官の身分統制にすぎない懲戒とは性質の異なるものだというふうに私は考えてます。したがって弾劾と懲戒は制度の本質が異なる以上、一つの非行について懲戒のほかに弾劾を行うことは二重処罰に当たらないっていうふうに考えます。弾劾裁判所と懲戒裁判所ではそれぞれ独自の判断権があるので、理論上は懲戒の裁判があっても弾劾裁判はできるはずであります。なお、１９５５年の弾劾裁判のケース。高井裁判官のケースだったと思いますが、初めて罷免の判決が出たケースであります。このケースの被訴追者は２回の過ち料の懲戒を受けた後、その懲戒事由とまったく同じ事由で弾劾裁判所で罷免の判決が出されています。したがって懲戒を受けた裁判官が弾劾の対象となるという実例は１件存在します。では、それ以降はどうなのかというと、実は分限裁判で懲戒された裁判官が弾劾裁判を受けるというケースは一度もありません。１９５５年の判決以外の罷免判決６件すべてで分限裁判による懲戒はなされていません。ただし、これは実は理由がありまして、最高裁判所としては問題となる裁判官が初めから罷免が相当だというふうに考えてるのではあれば、わざわざ懲戒の手続きを取らずに、最高裁の内部の手続きになりますので、そんな手続きを取らずに訴追委員会に訴追請求を行うはずであります。裁判官分限法によれば裁判官の懲戒には免職っていうものは存在しません。戒告と過料しかありませんので、免職させるべきだと最高裁が考えるのであれば、分限裁判の手続きを取るのではなく弾劾裁判所に訴追請求をするのが当然であります。

本件の特徴その３。これまでの弾劾裁判の実例の多くは犯罪として起訴され、刑事裁判で有罪とされたケースであります。とりわけ平成になってからの３件の弾劾罷免判決は、児童買春、ストーカー行為、盗撮といった破廉恥な罪を犯した者に対するものであり、刑事裁判でいずれも有罪とされたケースです。その一方で今回の被訴追者のソーシャルメディアでの発言はいまだ犯罪とまではいえないものでありまして、そのような犯罪ではない非行によって裁判官を罷免してよいのかという疑問が生じるところであります。しかしこの点も、私、冒頭で説明しましたとおり、中世の弾劾制度とは異なり近代以降の弾劾制度は刑事裁判と分化したものであります。性質上、刑事裁判と必ず連動しなければならないというわけではございません。裁判官が犯罪を犯したというのであればそれはもちろん弾劾罷免されるべき事由に当たるとはいえるでしょうが、その一方で犯罪以外であれば裁判官は何をしてもかまわないというわけでもないはずです。弾劾罷免事由は裁判官に対する国民の信頼の確保という観点から設計されていますので、刑事法上の犯罪性とは別の視点で考えることになります。日本の弾劾制度の母法国であるアメリカでは弾劾されるべき罪が犯罪であるということは要件とされていません。現に刑事法上、犯罪の構成要件に該当しない事由で弾劾訴追がなされることがあります。ここにはおそらく国民的基盤に正当性を持つ弾劾裁判権が、刑事裁判における厳密な意味での事実認定と法の適用に拘束されるべきではないとの発想があるからでありましょう。また、日本の弾劾裁判の裁判例においても、鬼頭判事補のケースなどは少なくとも弾劾裁判の時点においては有罪とされていない非行に基づき罷免判決がなされた、そういう実例もあります。過去の罷免判決との均衡が取れていないではないかという、そういう意見もしばしば見られるところです。今般のケースは明らかに罷免が相当な過去のケースとは異なります。過去に類例のない微妙なケースだというふうに私も考えます。まさにそういった過去に類例のあるものであればそれとの比例原則だということで考えればいいわけですけれども、まさに前代未聞のケースでありますので、そういった場合は判断の仕方としては事実が弾劾罷免事由の要件に該当するかどうかという、その要件の該当性というものを弾劾裁判所は判断していくことになるわけであります。また、犯した行為と罷免判決の効果との間での均衡が取れないではないかという意見も散見されるところです。それは彼の行った行為をどのように深刻に考えるのかというふうな認識の問題でありますし、あるいは罷免判決の効果とは何を指すのかという問題。裁判官として彼を首にするということ、あるいはそれに加えてさまざまな経済的な不利益、法曹資格、そういったものを制限していくということ、そこまで含めて罷免判決の効果というふうに認識するのか、そういった前提となる事柄の次第で判断が異なるものだというふうに思います。そういえば破廉恥な裁判官といえば、これまでに最高裁判所が訴追請求したけれども訴追委員会が訴追しなかったという裁判官の事例が二つあることというのをここで紹介しておきたいと思います。一つは刑事事件の被告人に無罪判決と引き換えに肉体関係を迫った簡裁判事のケースです。この裁判官は自分が罷免訴追されるということを知って、公職選挙法90条の規定を活用し、にわかに選挙に立候補し、弾劾裁判を逃れました。その後、弾劾法が改正され、この方法で弾劾裁判を回避することはできなくなっています。また、もう一つのケースについては２００９年のケースで、判事としての任期の満了の数カ月前に準強制わいせつ罪で捕まり、最高裁が慌てて訴追請求したものの、訴追委員会は最高裁の態度はけしからん、間に合わないじゃないかというふうに判断して罷免訴追をしなかったというケースです。そしてこの裁判官は経歴に傷がつかないまま判事としての任期を無事に満了しています。このほかに裁判官が法務省に出向中に女性を盗撮したケースというのが２件あります。これらは実は直近の２０１３年の華井裁判官の弾劾裁判とまったく同じ犯罪で、いずれも同じく罰金50万円という点で確定しています。しかしながら行為のときに、行為時において裁判官の身分がなかったため弾劾裁判の対象とはなりませんでした。法務省の職員として国家公務員法に基づき懲戒処分は受けましたけれども、弾劾裁判所の罷免判決とは異なりますので法曹資格を失うことはなく、彼らは現在いずれも法律関係のお仕事をなさっていらっしゃいます。このようなお話をしますと罪を犯した裁判官が弾劾裁判を逃れて、退職金も年金も満額もらえて法曹資格も失わないなんてけしからんというふうに思う方いらっしゃいませんか。いかがですか。けしからんと思われますか。実は私はけしからんって思っていないんです。といいますのも、裁判官弾劾制度の本質というのは国民の信頼の確保のため、非行を犯した裁判官をともかく裁判所から追い出す、追放するということ。これが本質であって、年金、退職金、法曹資格というものは裁判官弾劾法自体にはまったく規定されていません。あくまでこれらは副次的な効果にすぎない。国民の信頼との関係でいえば、まずは一刻も早くその不届きな裁判官を裁判所から追い出すこと。これが重要であって、自ら裁判所を潔く出てってくれるというのであればそれはそれでよいのではないかというふうに私は考えてます。この点はいろいろご議論があるかと思います。そして、その人が弁護士となるかどうかというのは弾劾裁判所が資格回復裁判で決めるとかそういうのではなくて、各地の弁護士会が彼を、彼女を受け入れるかどうか各地の弁護士会が自律的に判断すればよいというふうに私は考えます。その点に関連して私が現行の弾劾制度の問題点の一つとして考えるのは弾劾法41条の免官留保制度です。弾劾訴追をされた裁判官は免官を願い出ても弾劾裁判所の判決が出るまで免官されず、裁判官の身分が維持されたままとなるという制度でありますが、本人が辞めたいというのであればさっさと辞めさせればよいのではないかというふうに、私の意見ではありますが、私は考えます。これはまさに罷免判決の副次的効果というものを重視するあまりに、司法への国民の信頼を維持するという弾劾制度の目的がかえって阻害されてしまう。弾劾裁判というのは懲戒裁判ではないはずだ。目的がずれてきてしまっているんではないかというふうに私は考えます。

特徴その４。今般の被訴追者に対する訴追は被訴追者によって取り上げられた事件の関係者等による訴追請求をきっかけに行われたものであり、最高裁による訴追請求に基づくものではありません。本件を除き、これまでの日本の９件の弾劾裁判で最高裁ないし最高裁長官による訴追請求に基づくものは６件でありまして、残りの３件は訴追委員会の職権ないしは一般の国民による訴追請求に基づくものであります。そして近似の弾劾裁判はすべて最高裁による訴追請求に基づくものであり、最高裁による訴追請求に基づかない弾劾裁判は実に64年ぶりであります。そこで最高裁の訴追請求に基づかずに弾劾裁判が行われることについて批判をする向きもあろうかと思います。しかし、そもそも裁判官弾劾法には１９４７年に制定された当初、当初の規定はこちらなんですけれども、最高裁による訴追請求という制度は存在しませんでした。その後１９４８年の法改正により最高裁長官による訴追請求義務が追加され、そしてその後１９８１年の法改正で訴追請求義務者が最高裁長官から最高裁に改められました。最高裁による訴追請求という制度ができたため、弾劾制度があたかも裁判官の身分統制、あるいは最高裁事務総局による他の裁判官のコントロールのための手段であるというふうなイメージがついてしまってるんですけれども、本来は憲法に基づく国民の公務員選定罷免権の具体化こそが弾劾制度でありますので、訴追請求が最高裁によって行われなかったということは問題ではないはずです。最高裁だけ特別扱いするというのは、国民と違って最高裁だけ特別扱いするというのはおかしいじゃないかというのが私の意見です。残り時間が、お約束の１時間の、残り10分となってしまいましたので、今までの話をまとめたいと思います。国会議員などとは異なり国民から直接選挙等で選ばれた存在ではない裁判官が司法権という重要な権能を行使できるのはなぜか。それはさまざまな理由が挙げることができるかと思いますが、そのうち最も重要なものは裁判官に対する国民の信頼があるからだと私は考えます。このことは最高裁自身も強く認識しているところです。例えば近似の裁判官分限裁判。懲戒の裁判において最高裁は裁判所ないし裁判官に対する国民の信頼というものを非常に重視して判断を行っています。そして各裁判官に対して懲戒を行うに際しては、まさに彼らは国民の信頼を傷つけたんだということを問題視しています。裁判官は国民の信頼があってこそその権限を行使することができる。そして国民の信頼に背いて非行を犯した裁判官を国民がその代表である国会議員を通じて罷免する。それが弾劾制度。したがって裁判官を弾劾罷免するか否かの判断基準は、その裁判官が国民の信頼を維持できるかどうかという点にあるはずだと私は考えます。思えば先般の司法制度改革は司法に対する国民の理解を増進させ、司法に対する国民の信頼を向上させることがその主たる目的でありました。弾劾裁判所も当初から裁判官に対する国民の信頼というものを非常に重視していましたが、特にポスト司法制度改革時代。平成に入ってからの３件の弾劾罷免判決では司法に対する国民の信頼が揺らいだか否かがまさに罷免の可否を決するカギとなっています。

今日はちょうど弾劾裁判所の判例の判決文、全部持ってきたんですけれども、司法に対する信頼に関して弾劾裁判所がどのように述べてきたのかということ、弾劾裁判所の判決文を一緒に見ながら確認していくことにいたします。

まずは２００１年の村木判事の弾劾罷免判決。この判決において弾劾裁判所、次のように述べています。すなわち、裁判官が職務の内外を問わず国民から信頼される人権感覚と識見を備えていることが必要である。裁判官は国民から信頼されるような良識を備えていなければならない。どうでしょうか。なるほどなっていうふうに、私なんかはそうだなって感じてしまうんですけれども、弾劾裁判所、次のように述べます。倫理規範に背き、国民の信頼に違背した裁判官によっては到底憲法が裁判官に付託した重大な職責が果たされるはずがないのだ。このように弾劾裁判所は平成１３年の判決において述べています。

また、次に２００８年の下山判事の弾劾罷免判決。弾劾裁判所、次のように述べます。国民の信頼はその裁判官が人権感覚に優れ、人格的にも信頼に足りるだけの良心や品位を備えていて初めて得られるものである。裁判官には良心を保持し、その品位を辱める行為をしてはならないという倫理規範が内在している。

そして２０１３年の直近の華井判事補の弾劾罷免判決。これは本日の配布レジュメのほうに、こちらのほうに判決文を少し長めに載せておきました。裁判官という立場にある者は、５ページのほうですね。裁判官という立場にある者は常に国民からの厚い信頼と、すいません、５ページから６ページにかけてですね。厚い尊敬と信頼を得ていなければならない。近年の司法制度改革により裁判の制度に変更があったとしても裁判官に対する国民からの尊敬と信頼は揺らぐことがあってはならない。むしろ今日では今まで以上に国民から信頼される裁判所および裁判官が必要とされている。

では、裁判官弾劾法２条に定める弾劾罷免事由であるところの裁判官としての威信を著しく失うべき非行とは一体何なのか。弾劾裁判所の先例、判例は次のように定義しています。すなわち、裁判官の特定の行為がその地位に内在する倫理的規範に背き、国民の尊敬と信頼に対する違背行為に該当すると評価される場合をいう。先ほど私は懲戒事由と弾劾罷免事由が似ているということを指摘しました。最高裁判所が懲戒事由について判断するときと弾劾裁判所が弾劾罷免事由について判断するときで共通して用いられる言葉というのがあります。それが裁判官に対する国民の信頼であります。裁判官の身分を考えるうえでこの国民の信頼というものが非常に重視されます。その一方で最高裁は使わないけれども弾劾裁判所が必ず使うという言葉があります。それは裁判官の倫理規範です。弾劾裁判所は、裁判官たる者は人権意識に優れ人格的に高潔でなければならず、そして倫理規範を有していなければならないと繰り返し判示しています。このことは弾劾裁判所の判決の概要を見ているだけでは気づかない。判決の原文をきちんと読まないと見落としてしまうことであります。そして弾劾裁判所は裁判官が倫理規範に違背して国民の尊敬と信頼を失ったら、その裁判官の問題ではなく広く司法、裁判、裁判所に対する信頼も傷つけられてしまう、そのように議論を構成してきました。裁判所という機関は政治部門とは異なり国民から直接その構成員が選任されるわけではなく、また、国民に対して直接責任を負うというものでもありません。だからこそ裁判所というものは国民から信頼を得るということを非常に気にかけている、重視しておりまして、そして国民からの信頼をそもそも重視すべき機関であります。果たして現在継続中の被罷免訴追事案における被訴追者が国民の信頼を得るのにふさわしいかどうか、それを判断するのは国民の代表である弾劾裁判所の裁判員であります。弾劾裁判所が憲法で保障された国民の公務員選定罷免権を、国民が直接行使できるわけじゃありませんから弾劾裁判所の裁判員、国民の代表として適正に行使しているかどうかということについて私たちは注視すべきではないかというふうに私は考える次第でございます。ちょうどお約束の時間でございます。私からは以上でございます。ありがとうございました。